

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長 殿
<b>【提出日】</b>	平成21年11月10日提出
<b>【発行者名】</b>	大和証券投資信託委託株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 石橋 俊朗
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	長谷川 英男 連絡場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号
<b>【電話番号】</b>	03-5695-2111
<b>【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】</b>	ダイワ技術立国ファンド
<b>【届出の対象とした募集内 国投資信託受益証券の金 額】</b>	継続申込期間（平成21年11月11日から平成22年11月9日 まで） 5兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ダイワ技術立国ファンド

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付けは、取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

#### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

#### ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

(7) 【申込期間】

平成21年11月11日から平成22年11月9日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（国内のすべての営業所等で取扱います。）

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

（国内のすべての営業所等で取扱います。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

## (12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	国内
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	株式 一般
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	日本

##### (注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「国内」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「株式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの

##### (注2) 属性区分の定義

- ・「株式 一般」...大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「日本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

##### < 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

##### < ファンドの特色 >

# 1

主としてわが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)の中から、製造業を中心に、高度な技術を有し、今後の成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

# 2

銘柄の選定は、主に以下の点に着目したボトムアップ・アプローチにより行ないます。

創造的な技術力・商品開発力

同業他社に対する優位性

新分野への事業展開力

# 3

各業態の動向や個別銘柄の流動性、バリュエーション等に着目し、ポートフォリオを構築します。

# 4

株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## 5

毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

- 決算日は、毎年2月15日および8月15日(休業日の場合翌営業日)です。
- 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

[次へ](#)

## ポートフォリオ構築のプロセス

わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます）

製造業を中心とした銘柄

※一部非製造業も含まれます。

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選定

- 創造的な技術力・商品開発力
- 同業他社に対する優位性
- 新分野への事業展開力 等

投資候補銘柄

個別銘柄の流動性、  
バリュエーション等 に着目

ポートフォリオ

## (2) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など お申込金（ 3）	
お取扱窓口	販売会社 大和証券株式会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金（ 3）	
委託会社	大和証券投資信託 委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	損益 信託金（ 3）	
2	住友信託銀行 株式会社 再信託受託会社：日本 トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
受託会社	損益 投資	
投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。） など	

（注）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成21年9月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日 設立登記

昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

昭和35年 4月 1日 営業開始

昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

- 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
- 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
- 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所（ ）上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

#### 投資態度

イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、製造業を中心に、高度な技術を有し、今後の成長が期待される企業に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ．銘柄の選定は、主に以下の点に着目したボトムアップ・アプローチにより行ないます。

- ・ 創造的な技術力・商品開発力
- ・ 同業他社に対する優位性
- ・ 新分野への事業展開力

ハ．各業態の動向や個別銘柄の流動性、バリュエーション等に着目し、ポートフォリオを構築します。

ニ．株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．現物株式への投資を基本としますが、市況動向、資産規模等によっては、わが国の株価指数先物取引等を利用することがあります。

ヘ．株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。

ト．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)、および に定めるものに限りま。
  - ハ．約束手形
  - ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に表示されるべきもの

## 20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

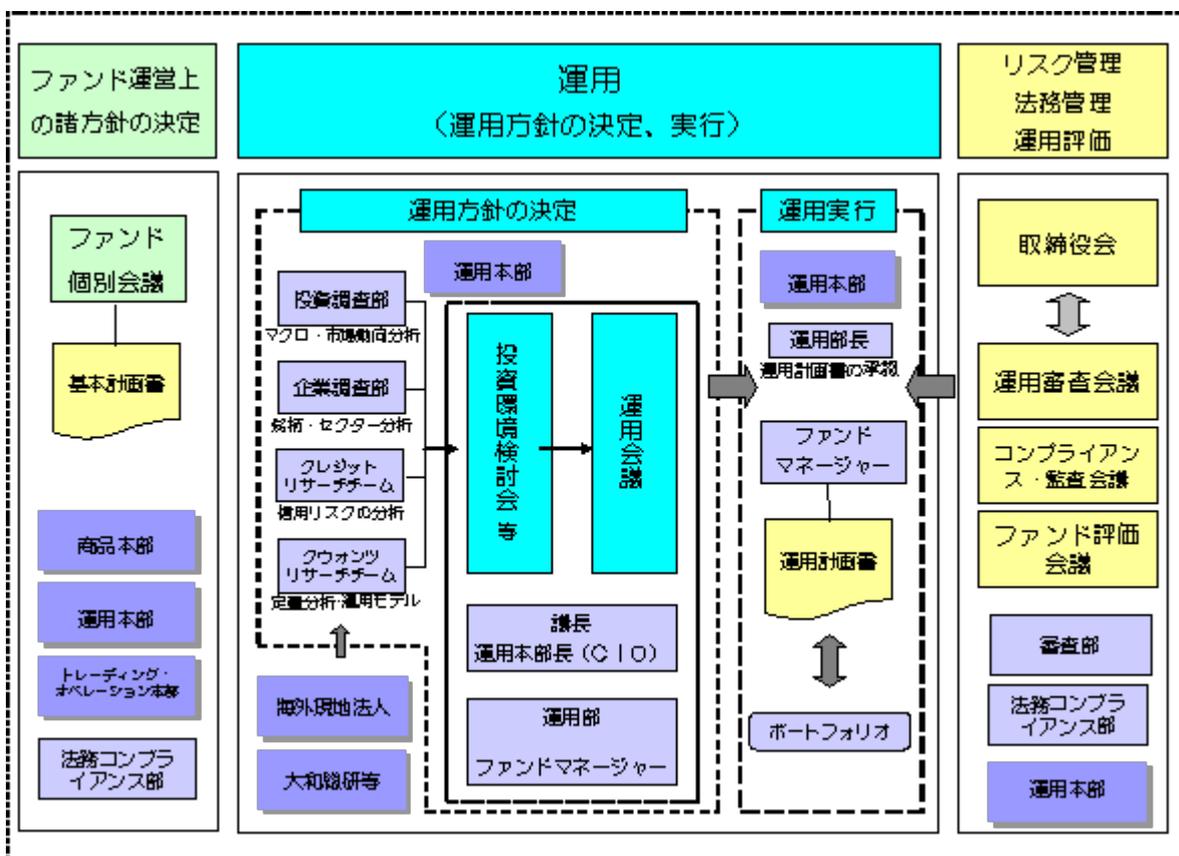
委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

#### ロ．投資環境の検討

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

#### ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

#### 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

#### イ．運用本部長（CIO）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

#### ロ．運用副本部長（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

#### ハ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

#### ニ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

#### ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は15～25名程度です。

## 受託会社に対する管理体制

信託財産の管理業務を通じて、受託会社の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、年次で受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受けています。

上記の運用体制は平成21年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### (4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

### (5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前5.に定めるものを除きます。))の行使により取得可能な株券

先物取引等(信託約款)

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。))。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。))の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にか

かる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 有価証券の貸付け（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - 1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する

契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本としますので、基準価額は株価変動の影響を大きく受けます。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行に

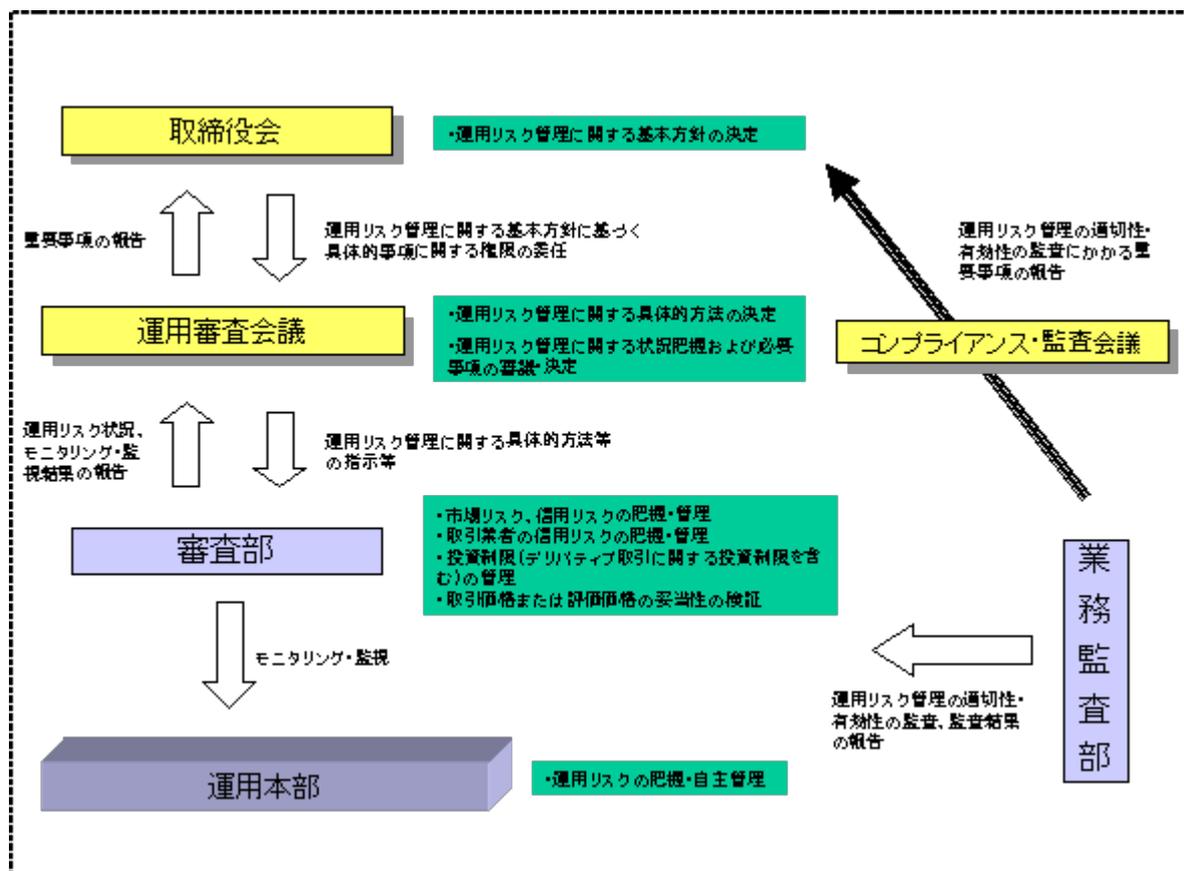
より損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

## (3) リスク管理体制



## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.77175% （税抜0.735%）	年0.77175% （税抜0.735%）	年0.0525% （税抜0.05%）

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行なわれます。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の

税率により、申告分離課税が適用されます。

ただし、平成21年1月1日から平成23年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例があります。

#### 八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。買取価額と取得価額との差額については、譲渡所得の取扱いとなります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日から15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、益金不算入制度（当ファンドの場合、対象金額は二分の一となります。）および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の1万口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を差引いた金額となります（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

#### <注1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（ ）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成21年9月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価（円）	投資比率（％）
株式	12,008,133,500	98.76
内 日本	12,008,133,500	98.76
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	151,155,979	1.24
純資産総額	12,159,289,479	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2) 【投資資産】（平成21年9月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金 額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	219,500	4,010 880,195,000	3,570 783,615,000	- -	6.44%
2	本田技研 日本	株式 輸送用機器	187,000	3,000 561,000,000	2,765 517,055,000	- -	4.25%
3	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	98,800	4,010 396,188,000	4,160 411,008,000	- -	3.38%
4	日本電産 日本	株式 電気機器	47,100	6,718 316,440,800	7,290 343,359,000	- -	2.82%
5	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	1,009,000	377 380,393,000	328 330,952,000	- -	2.72%
6	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	55,400	5,128 284,127,369	5,730 317,442,000	- -	2.61%
7	信越化学 日本	株式 化学	51,000	5,000 255,000,000	5,520 281,520,000	- -	2.32%
8	三菱商事 日本	株式 卸売業	149,500	1,922 287,339,000	1,816 271,492,000	- -	2.23%
9	新光電気工業 日本	株式 電気機器	165,000	1,630 268,950,000	1,599 263,835,000	- -	2.17%
10	パナソニック 日本	株式 電気機器	197,000	1,436 282,892,000	1,323 260,631,000	- -	2.14%
11	T D K 日本	株式 電気機器	50,200	5,200 261,040,000	5,190 260,538,000	- -	2.14%
12	クボタ 日本	株式 機械	345,000	800 276,000,000	747 257,715,000	- -	2.12%
13	東 芝 日本	株式 電気機器	540,000	462 249,951,831	471 254,340,000	- -	2.09%
14	住友鉱山 日本	株式 非鉄金属	164,000	1,449 237,636,000	1,474 241,736,000	- -	1.99%
15	小松製作所 日本	株式 機械	137,000	1,700 232,900,000	1,682 230,434,000	- -	1.90%
16	テ ル モ 日本	株式 精密機器	45,000	4,580 206,100,000	4,940 222,300,000	- -	1.83%

17	京セラ	日本	株式 電気機器	26,200	7,880 206,470,826	8,330 218,246,000	- -	1.79%
18	デンソー	日本	株式 輸送用機器	82,500	2,806 231,496,391	2,640 217,800,000	- -	1.79%
19	不二製油	日本	株式 食料品	169,000	1,223 206,687,000	1,267 214,123,000	- -	1.76%
20	ピジョン	日本	株式 その他製品	58,000	3,680 213,440,000	3,570 207,060,000	- -	1.70%
21	エクセディ	日本	株式 輸送用機器	102,000	1,994 203,388,000	1,978 201,756,000	- -	1.66%
22	クラレ	日本	株式 化学	200,000	1,045 209,000,000	980 196,000,000	- -	1.61%
23	ソニー	日本	株式 電気機器	70,000	2,605 182,350,000	2,655 185,850,000	- -	1.53%
24	ローム	日本	株式 電気機器	29,000	6,310 182,990,000	6,280 182,120,000	- -	1.50%
25	日立ハイテクノロジーズ	日本	株式 卸売業	95,000	1,830 173,850,000	1,877 178,315,000	- -	1.47%
26	アイシン精機	日本	株式 輸送用機器	80,000	2,369 189,522,308	2,190 175,200,000	- -	1.44%
27	協和発酵キリン	日本	株式 医薬品	154,000	1,093 168,322,000	1,137 175,098,000	- -	1.44%
28	太陽誘電	日本	株式 電気機器	165,000	1,175 193,875,000	1,059 174,735,000	- -	1.44%
29	宇部興産	日本	株式 化学	739,000	266 196,574,000	236 174,404,000	- -	1.43%
30	キッセイ薬品工業	日本	株式 医薬品	75,000	2,285 171,375,000	2,300 172,500,000	- -	1.42%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.76%
合計	98.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	1.15%
食料品	2.49%
化学	11.48%
医薬品	3.77%
石油・石炭製品	0.50%
ゴム製品	0.66%
ガラス・土石製品	0.90%
鉄鋼	3.75%
非鉄金属	3.34%
金属製品	0.27%
機械	9.85%
電気機器	29.73%
輸送用機器	17.42%

精密機器	2.79%
その他製品	3.09%
情報・通信業	3.88%
卸売業	3.70%
合計	98.76%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
設定時 (平成18年8月16日)	46,529,094,028	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成19年2月15日)	50,093,314,643	51,998,321,661	1.0518	1.0918
第2計算期間末 (平成19年8月15日)	42,267,381,497	42,467,317,398	1.0570	1.0620
第3計算期間末 (平成20年2月15日)	26,867,084,571	26,867,084,571	0.8270	0.8270
第4計算期間末 (平成20年8月15日)	23,318,767,308	23,318,767,308	0.7594	0.7594
平成20年9月末日	18,543,537,211	-	0.6324	-
10月末日	14,458,275,329	-	0.5002	-
11月末日	14,462,321,920	-	0.4836	-
12月末日	14,644,939,281	-	0.4955	-
平成21年1月末日	13,060,251,557	-	0.4503	-
第5計算期間末 (平成21年2月16日)	12,701,556,883	12,701,556,883	0.4417	0.4417
2月末日	12,517,801,036	-	0.4401	-
3月末日	12,364,607,735	-	0.4536	-
4月末日	13,230,480,416	-	0.5009	-
5月末日	13,318,240,498	-	0.5340	-
6月末日	13,170,859,478	-	0.5578	-
7月末日	13,554,993,020	-	0.5877	-
第6計算期間末 (平成21年8月17日)	13,356,331,093	13,356,331,093	0.5818	0.5818
8月末日	13,071,059,387	-	0.5825	-

9月末日	12,159,289,479	-	0.5674	-
------	----------------	---	--------	---

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0400
第2計算期間	0.0050
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	9.2
第2計算期間	1.0
第3計算期間	21.8
第4計算期間	8.2
第5計算期間	41.8
第6計算期間	31.7

## 6 【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

## ロ．買取り

受益者が買取請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 7 【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2) 保管

該当事項はありません。

## (3) 信託期間

平成18年8月16日から平成28年8月15日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## (4) 計算期間

毎年2月16日から8月15日まで、および8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## (5) その他

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えると

きは、前1.の信託契約の解約をしません。

5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### (6) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

##### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに、受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

##### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。権利行使の方法等については、「6 手続等の概要」をご参照下さい。

## 第2 【財務ハイライト情報】

本項の記載事項は、「ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」（当該「財務諸表」については、あずさ監査法人により監査証明を受けており、当該監査証明にかかる監査報告書は、当該「財務諸表」の箇所に添付しております。）から抜粋して記載したものです。

## ダイワ技術立国ファンド

## 1 【貸借対照表】

	第5期 平成21年2月16日現在	第6期 平成21年8月17日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	979,946,562	368,910,813
株式	11,822,243,300	13,047,180,800
未収入金	191,956,409	44,880,354
未収配当金	16,085,500	5,828,000
流動資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967
資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967
負債の部		
流動負債		
未払金	161,142,418	-
未払解約金	18,042,275	7,024,376
未払受託者報酬	4,245,552	3,391,581
未払委託者報酬	124,820,181	99,713,850
その他未払費用	424,462	339,067
流動負債合計	308,674,888	110,468,874
負債合計	308,674,888	110,468,874
純資産の部		
元本等		
元本	28,754,406,591	22,958,015,258
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,052,849,708	9,601,684,165
（分配準備積立金）	1,560,764,132	1,361,657,035
元本等合計	12,701,556,883	13,356,331,093
純資産合計	12,701,556,883	13,356,331,093
負債純資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967

## 2 【損益及び剰余金計算書】

	第5期 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	第6期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取配当金	174,228,984	143,814,959
受取利息	2,639,341	194,172
有価証券売買等損益	9,354,112,766	3,552,080,166
派生商品取引等損益	7,959,708	-
その他収益	3	73
営業収益合計	9,185,204,146	3,696,089,370
営業費用		
受託者報酬	4,245,552	3,391,581
委託者報酬	124,820,181	99,713,850
その他費用	424,462	339,067
営業費用合計	129,490,195	103,444,498
営業利益又は営業損失（ ）	9,314,694,341	3,592,644,872
経常利益又は経常損失（ ）	9,314,694,341	3,592,644,872
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,314,694,341	3,592,644,872
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	539,763,533	377,764,752
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	7,388,205,117	16,052,849,708
剰余金増加額又は欠損金減少額	784,412,103	3,313,860,899
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	784,412,103	3,313,860,899
剰余金減少額又は欠損金増加額	674,125,886	77,575,476
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	674,125,886	77,575,476
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	16,052,849,708	9,601,684,165

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	第5期 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	第6期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い  平成21年2月15日が休日のため、当計算期間末日を平成21年2月16日としております。このため、当計算期間は185日となっております。	計算期間末日の取扱い  平成21年2月15日が休日のため、前計算期間末日を平成21年2月16日としており、平成21年8月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成21年8月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

## 第3 【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

## (2) 受益者に対する特典

ありません。

## (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

## (4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

## (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

## (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## (7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## (8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

## (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第4 【ファンドの詳細情報の項目】

## 第1 ファンドの沿革

## 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

## 第3 管理及び運営

## 1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

## 2 受益者の権利等

## 第4 ファンドの経理状況

## 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

## 2 ファンドの現況

純資産額計算書 平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1単位当たり純資産額（ / ）

## 第5 設定及び解約の実績

## 第三部 【ファンドの詳細情報】

### 第1 【ファンドの沿革】

平成18年8月16日 信託契約締結、当初設定、運用開始

### 第2 【手続等】

#### 1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

#### 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後3時（半休日においては午前11時）までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### イ．一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

##### ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

##### ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して4営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### ロ．買取り

受益者が買取り請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、受益者の請求があるときは、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、その振替受益権を買取ります。

振替受益権の買取り価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる源泉徴収額に相当する金額を控除した額とします（当該課税対象者にかかる源泉徴収は、免除されることがあります。）。

受益者は、買取り価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、振替受益権の買取りを中止することができます。振替受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回することができます。ただし、受益者が

その買取請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 第3 【管理及び運営】

#### 1 【資産管理等の概要】

##### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

##### （注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）  
電話番号（コールセンター） 0120-106212  
（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）
- ・委託会社のホームページ  
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

##### (2) 【保管】

該当事項はありません。

##### (3) 【信託期間】

平成18年8月16日から平成28年8月15日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4) 【計算期間】

毎年2月16日から8月15日まで、および8月16日から翌年2月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (5) 【その他】

##### 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、前4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 3. または前 3. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### 収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有し

ます。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に収益分配金および償還金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### 換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金することができます。権利行使の方法等については、「第2 手続等」の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

#### 第4 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）及び第6期計算期間（平成21年2月17日から平成21年8月17日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

##### 1 【財務諸表】

##### ダイワ技術立国ファンド

ダイワ技術立国ファンド  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 平成21年2月16日現在	第6期 平成21年8月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	979,946,562	368,910,813
株式	11,822,243,300	13,047,180,800
未収入金	191,956,409	44,880,354
未収配当金	16,085,500	5,828,000
流動資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967
資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	161,142,418	-
未払解約金	18,042,275	7,024,376
未払受託者報酬	4,245,552	3,391,581
未払委託者報酬	124,820,181	99,713,850
その他未払費用	424,462	339,067
流動負債合計	308,674,888	110,468,874
負債合計	308,674,888	110,468,874
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 28,754,406,591	<sup>1</sup> 22,958,015,258
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 16,052,849,708	<sup>2</sup> 9,601,684,165
（分配準備積立金）	1,560,764,132	1,361,657,035
元本等合計	12,701,556,883	13,356,331,093
純資産合計	12,701,556,883	13,356,331,093
負債純資産合計	13,010,231,771	13,466,799,967

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第5期	第6期
	自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	174,228,984	143,814,959
受取利息	2,639,341	194,172
有価証券売買等損益	9,354,112,766	3,552,080,166
派生商品取引等損益	7,959,708	-
その他収益	3	73
<b>営業収益合計</b>	<b>9,185,204,146</b>	<b>3,696,089,370</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,245,552	3,391,581
委託者報酬	124,820,181	99,713,850
その他費用	424,462	339,067
<b>営業費用合計</b>	<b>129,490,195</b>	<b>103,444,498</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>9,314,694,341</b>	<b>3,592,644,872</b>
<b>経常利益又は経常損失（ ）</b>	<b>9,314,694,341</b>	<b>3,592,644,872</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>9,314,694,341</b>	<b>3,592,644,872</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	539,763,533	377,764,752
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>7,388,205,117</b>	<b>16,052,849,708</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	784,412,103	3,313,860,899
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	784,412,103	3,313,860,899
剰余金減少額又は欠損金増加額	674,125,886	77,575,476
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	674,125,886	77,575,476
分配金	1 -	1 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>16,052,849,708</b>	<b>9,601,684,165</b>

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第5期 自平成20年8月16日 至平成21年2月16日	第6期 自平成21年2月17日 至平成21年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引所が発表する基準値段、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式  同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。	
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い  平成21年2月15日が休日のため、当計算期間末日を平成21年2月16日としております。このため、当計算期間は185日となっております。	計算期間末日の取扱い  平成21年2月15日が休日のため、前計算期間末日を平成21年2月16日としており、平成21年8月15日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成21年8月17日としております。このため、当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第5期 平成21年2月16日現在	第6期 平成21年8月17日現在
1. 1期首元本額	30,706,972,425円	28,754,406,591円
期中追加設定元本額	1,244,558,253円	139,197,190円
期中一部解約元本額	3,197,124,087円	5,935,588,523円
2. 計算期間末日における受益権の総数	28,754,406,591口	22,958,015,258口

3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は16,052,849,708円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は9,601,684,165円であります。
------------	--	---

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

区 分	第5期	第6期
	自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日
1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(42,621,981円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(135,980,381円)及び分配準備積立金(1,518,142,151円)より分配対象額は1,696,744,513円(1万口当たり590.08円)であります。が、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(121,747,146円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(114,894,341円)及び分配準備積立金(1,239,909,889円)より分配対象額は1,476,551,376円(1万口当たり643.15円)であります。が、分配を行っておりません。

## ( 有価証券関係に関する注記 )

## 売買目的有価証券

種 類	第5期		第6期	
	平成21年2月16日現在		平成21年8月17日現在	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	11,822,243,300	5,320,532,484	13,047,180,800	2,756,314,792
合計	11,822,243,300	5,320,532,484	13,047,180,800	2,756,314,792

## ( デリバティブ取引等関係に関する注記 )

## 取引の状況に関する事項

区 分	第5期	第6期
	自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日

1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。	該当事項はありません。
2. 取引に対する取組方針と取引の利用目的	信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用しております。	
3. 取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。	
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定して行っておりません。デリバティブと現物資産等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリスクの種類毎に行っております。	
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

## 取引の時価等に関する事項

## 株式関連

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 平成20年8月16日 至 平成21年2月16日	第6期 自 平成21年2月17日 至 平成21年8月17日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	同左

## （1口当たり情報）

	第5期 平成21年2月16日現在	第6期 平成21年8月17日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4417円 (4,417円)	0.5818円 (5,818円)

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日揮	76,000	1,645	125,020,000	

不二製油	169,000	1,223	206,687,000
日本たばこ産業	287	279,700	80,273,900
ク ラ レ	200,000	1,045	209,000,000
I Tホールディングス	64,000	1,309	83,776,000
住友化学	400,000	468	187,200,000
信越化学	51,000	5,000	255,000,000
協和発酵キリン	154,000	1,093	168,322,000
宇部興産	739,000	266	196,574,000
日立化成	75,000	1,981	148,575,000
武田薬品	15,500	3,750	58,125,000
塩野義製薬	25,000	2,145	53,625,000
テ ル モ	45,000	4,580	206,100,000
キッセイ薬品工業	75,000	2,285	171,375,000
富士フイルムHLDGS	47,900	2,690	128,851,000
新日本石油	361,000	530	191,330,000
ブリヂストン	50,000	1,717	85,850,000
日本電気硝子	163,000	1,029	167,727,000
新日本製鐵	1,159,000	377	436,943,000
J F Eホールディングス	40,500	3,590	145,395,000
日本冶金工	355,000	599	212,645,000
日本製鋼所	125,000	1,213	151,625,000
住友鋁山	164,000	1,449	237,636,000
住友電工	100,000	1,204	120,400,000
住生活グループ	100,000	1,549	154,900,000
東京製綱	101,000	316	31,916,000
ナブテスコ	130,000	1,063	138,190,000
小松製作所	137,000	1,700	232,900,000
T O W A	72,500	577	41,832,500
クボタ	345,000	800	276,000,000
ダイキン工業	15,500	3,440	53,320,000
栗田工業	33,000	3,030	99,990,000
ダイコク電機	48,000	1,476	70,848,000
東 芝	420,000	458	192,360,000
日本電産	44,100	6,680	294,588,000
ジーエス・ユアサ コーポ	150,000	876	131,400,000
アルバック	40,000	2,710	108,400,000
パナソニック	212,000	1,436	304,432,000
シャープ	136,000	1,049	142,664,000
ソ ニ ー	70,000	2,605	182,350,000
T D K	50,200	5,200	261,040,000
日本電波工業	33,500	2,175	72,862,500
アルパイン	131,700	944	124,324,800
横河電機	170,000	785	133,450,000
堀場製作所	24,500	2,130	52,185,000
デンソー	72,500	2,830	205,175,000
スタンレー電気	33,100	1,861	61,599,100
ファナック	10,900	7,440	81,096,000
ロ ー ム	41,000	6,310	258,710,000
三井ハイテック	110,000	1,102	121,220,000
新光電気工業	175,000	1,630	285,250,000
京 セ ラ	19,000	7,500	142,500,000
太陽誘電	175,000	1,175	205,625,000
日東電工	30,000	2,890	86,700,000
東海理化電機	40,000	1,789	71,560,000
K O A	60,000	876	52,560,000

三菱重工業	415,000	375	155,625,000
トヨタ自動車	244,500	4,010	980,445,000
アイシン精機	65,000	2,410	156,650,000
本田技研	192,000	3,000	576,000,000
エクセディ	112,000	1,994	223,328,000
豊田合成	28,000	2,800	78,400,000
ブイ・テクノロジー	150	622,000	93,300,000
キヤノン	18,400	3,290	60,536,000
ピジヨン	68,000	3,680	250,240,000
リンテック	50,000	1,866	93,300,000
任天堂	8,900	24,750	220,275,000
ニフコ	70,000	1,672	117,040,000
東京エレクトロン	46,400	5,060	234,784,000
日立ハイテクノロジーズ	95,000	1,830	173,850,000
日本ユニシス	170,000	771	131,070,000
三菱商事	149,500	1,922	287,339,000
日本電信電話	113,800	4,010	456,338,000
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	422	139,000	58,658,000
合計	9,731,759		13,047,180,800

(2) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成21年9月30日

資産総額	12,472,184,676円	
負債総額	312,895,197円	
純資産総額（ - ）	12,159,289,479円	
発行済数量	21,429,148,556口	
1単位当たり純資産額（ / ）		0.5674円

## 第5 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1計算期間	3,601,244,819	2,505,163,389
第2計算期間	596,832,468	8,234,827,546
第3計算期間	169,599,381	7,668,405,009
第4計算期間	755,792,572	2,537,194,899
第5計算期間	1,244,558,253	3,197,124,087
第6計算期間	139,197,190	5,935,588,523

（注）当初設定数量は46,529,094,028口です。

## 第四部 【特別情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

平成21年9月末日現在、資本金の額は151億7,427万2,500円です。なお、発行可能株式総数は799万9,980株であり、260万8,525株を発行済みです。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

##### ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者である運用本部長（CIO）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受

けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成21年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（公募）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	13	46,615
追加型株式投資信託	261	5,343,336
株式投資信託 合計	274	5,389,952
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,044,488
公社債投資信託 合計	17	3,044,488
総合計	291	8,434,440

## 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、あずさ監査法人により受けております。

3. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,398,882	3,961,462
有価証券	32,206,041	28,233,112
前払金	3,357	453
前払費用	96,205	84,549
未収入金	75,494	20,722
未収消費税等	-	27,138
未収委託者報酬	8,899,037	5,273,080
未収収益	136,888	25,476
貯蔵品	83,453	38,909
繰延税金資産	779,955	227,536
デリバティブ資産	1,172,830	-
その他	30,104	2,030
流動資産計	46,882,252	37,894,473
固定資産		
有形固定資産	1	1,252,162
建物（純額）	388,414	349,484
器具備品（純額）	1,229,446	900,893
建設仮勘定	735	1,785
無形固定資産	1,989,254	1,980,730
ソフトウェア	1,976,209	1,967,944
電話加入権	11,850	11,850
その他	1,194	936
投資その他の資産	8,890,810	8,317,769
投資有価証券	7,690,544	7,780,508
関係会社株式	737,012	737,012

出資金		166,719		178,806
従業員に対する長期貸付金		176,298		155,692
差入保証金		633,855		618,264
長期前払費用		10,039		8,394
投資不動産（純額）		593,270		579,162
その他		43		-
貸倒引当金	3	1,116,972	3	1,740,069
固定資産計		12,498,661		11,550,663
資産合計		59,380,914		49,445,137

（単位：千円）

	前事業年度 （平成20年3月31日現在）	当事業年度 （平成21年3月31日現在）
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	50,693	48,999
未払金	10,302,751	5,335,193
未払収益分配金	27,011	32,233
未払償還金	332,721	278,950
未払手数料	4,943,985	2,896,691
その他未払金	2	2,127,318
未払費用	2,177,782	1,528,570
未払法人税等	1,402,832	442,052
未払消費税等	425,013	-
前受収益	39,700	-
賞与引当金	480,300	223,000
その他	22,096	1,951
流動負債計	14,901,170	7,579,766
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	988,898	1,150,011
役員退職慰労引当金	46,260	62,520
繰延税金負債	2,300,289	1,767,537
固定負債計	3,335,448	2,980,068
負債合計	18,236,618	10,559,835
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金	11,702,152	9,659,553
利益剰余金合計	14,876,450	12,833,851
株主資本合計	41,546,450	39,503,851

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	402,154	618,549
評価・換算差額等合計	402,154	618,549
純資産合計	41,144,295	38,885,301
負債・純資産合計	59,380,914	49,445,137

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	82,506,998	67,765,880
その他営業収益	572,557	391,449
営業収益計	83,079,556	68,157,330
営業費用		
支払手数料	48,784,763	40,411,927
広告宣伝費	1,542,009	836,270
公告費	9,189	2,131
受益証券発行費	41,501	4,887
調査費	4,197,737	4,089,629
調査費	672,732	752,522
委託調査費	3,525,004	3,337,107
委託計算費	642,326	657,069
営業雑経費	2,103,482	1,828,907
通信費	283,069	264,500
印刷費	918,929	908,407
協会費	40,717	49,882
諸会費	10,258	11,279
その他営業雑経費	850,507	594,837
営業費用計	57,321,011	47,830,823
一般管理費		
給料	4,208,378	3,940,850
役員報酬	185,100	149,400
給料・手当	3,139,424	3,408,724
賞与	403,553	159,726
賞与引当金繰入額	480,300	223,000
福利厚生費	548,953	573,052
交際費	85,291	89,101
寄付金	1,796	630
旅費交通費	231,428	233,872
租税公課	427,247	328,325
不動産賃借料	666,919	730,467
退職給付費用	309,416	310,345
役員退職慰労引当金繰入額	33,405	26,700
固定資産減価償却費	713,538	1,012,489
諸経費	1,349,328	904,760
一般管理費計	8,575,704	8,150,595
営業利益	17,182,840	12,175,911

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
<b>営業外収益</b>				
受取配当金		205,108		33,852
有価証券利息		473,605		350,432
受取利息		4,674		4,904
時効成立分配金・償還金		117,919		38,525
有価証券償還益		226,585		26,762
為替差益		-		721,935
デリバティブ評価益		1,150,268		-
その他		27,266		20,641
営業外収益計		2,205,428		1,197,054
<b>営業外費用</b>				
時効成立後支払分配金・償還金		58,372		127,439
貯蔵品廃棄損		161,462		74,887
為替差損		1,632,650		-
デリバティブ損失		-		885,196
貸倒引当金繰入額		-	3	621,387
その他		41,095		50,066
営業外費用計		1,893,580		1,758,977
経常利益		17,494,688		11,613,987
<b>特別利益</b>				
投資有価証券売却益	1	2,241,103		2,157
ゴルフ会員権売却益		13,021		-
特別利益計		2,254,124		2,157
<b>特別損失</b>				
投資有価証券売却損		21,921		2,298
投資有価証券評価損		-		218,872
投資有価証券清算損		-		10,639
固定資産除売却損	2	44,642	2	11,886
貸倒引当金繰入額	3	1,113,972		-
その他	4	3,737	4	42,274
特別損失計		1,184,273		285,971
税引前当期純利益		18,564,539		11,330,173
法人税、住民税及び事業税		6,901,995		4,648,684
法人税等調整額		997,192		168,125
法人税等合計		7,899,187		4,816,810
当期純利益		10,665,351		6,513,363

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
前期末残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
前期末残高	2,261	-
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
当期変動額合計	2,261	-
当期末残高	-	-
別途積立金		
前期末残高	2,800,000	2,800,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,800,000	2,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,834,028	11,702,152
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	2,261	-
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363

当期変動額合計	2,868,123	2,042,599
当期末残高	11,702,152	9,659,553

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	12,010,588	14,876,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	14,876,450	12,833,851
株主資本合計		
前期末残高	38,680,588	41,546,450
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
当期変動額合計	2,865,862	2,042,599
当期末残高	41,546,450	39,503,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
評価・換算差額等合計		
前期末残高	562,216	402,154
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	964,370	216,395
当期末残高	402,154	618,549
純資産合計		
前期末残高	39,242,804	41,144,295
当期変動額		
剰余金の配当	7,799,489	8,555,962
当期純利益	10,665,351	6,513,363
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	964,370	216,395
当期変動額合計	1,901,491	2,258,994
当期末残高	41,144,295	38,885,301

## 重要な会計方針



4．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 役員および従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
5．リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
6．その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用していません。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p>

## 会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
---	---

	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>
--	---

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																
<p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>735,161千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,604,537千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>662,012千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,457千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 4,620,908千円</p> <p>3 投資その他の資産に計上されております貸倒引当金は、主に外貨建資産担保債券(投資有価証券)に対するものであります。</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務145,120千円に対して保証を行っております。</p>	建物	735,161千円	器具備品	1,604,537千円	投資建物	662,012千円	投資器具備品	26,457千円	<p>1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>776,838千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>1,691,069千円</td> </tr> <tr> <td>投資建物</td> <td>675,647千円</td> </tr> <tr> <td>投資器具備品</td> <td>26,929千円</td> </tr> </table> <p>2 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。 未払金 1,848,998千円</p> <p>3 同左</p> <p>4 保証債務 子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務711,260千円に対して保証を行っております。</p>	建物	776,838千円	器具備品	1,691,069千円	投資建物	675,647千円	投資器具備品	26,929千円
建物	735,161千円																
器具備品	1,604,537千円																
投資建物	662,012千円																
投資器具備品	26,457千円																
建物	776,838千円																
器具備品	1,691,069千円																
投資建物	675,647千円																
投資器具備品	26,929千円																

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>1 関係会社との取引 投資有価証券売却益 2,067,950千円</p> <p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 44,642千円</p>	<p>2 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。 固定資産除売却損 器具備品 11,886千円</p>

<p>3 貸倒引当金繰入額に関する注記 保有している外貨建資産担保債券の1銘柄について、清算事象が生じているため、当該銘柄の回収不能見込額を算定し、その見積金額を貸倒引当金として計上しております。 なお、貸倒引当金の計上基準については重要な会計方針に記載しております。</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 会社清算損 3,069千円 保証金の返還に伴う損失 668千円</p>	<p>3 同左</p> <p>4 特別損失の「その他」の主な内訳 受益証券予備券廃棄損 21,160千円 ゴルフ会員権評価損 19,403千円</p>
---	---

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	7,799	2,990	平成19年 3月31日	平成19年 6月25日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 8,555百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,280円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月23日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月20日 定時株主総会	普通株式	8,555	3,280	平成20年 3月31日	平成20年 6月23日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額	6,495百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,490円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月22日

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(借主側) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(借主側) リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
器具備品	器具備品
取得価額相当額 4,599千円	取得価額相当額 4,599千円
減価償却累計額相当額 2,299	減価償却累計額相当額 3,613
期末残高相当額 2,299	期末残高相当額 985
なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
(2)未経過リース料期末残高相当額	(2)未経過リース料期末残高相当額
1年以内 1,314千円	1年以内 985千円
1年超 985	1年超 -
合計 2,299	合計 985
なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

<p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(3)支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,314千円 減価償却費相当額 1,314千円</p> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
---	---

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)			当事業年度 (平成21年3月31日現在)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの						
(1)株式	55,101	73,804	18,702	55,101	67,520	12,418
(2)債券	50,000	50,105	105	-	-	-
(3)その他						
証券投資信託の受 益証券	3,110,512	3,238,991	128,479	1,732,000	1,815,427	83,427
小計	3,215,614	3,362,900	147,286	1,787,101	1,882,948	95,846
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの						
(1)債券	13,669,870	11,886,801	1,783,068	-	-	-
(2)その他						
証券投資信託の受 益証券	2,816,910	2,591,485	225,424	3,766,074	2,627,319	1,138,755
小計	16,486,780	14,478,287	2,008,493	3,766,074	2,627,319	1,138,755
合計	19,702,395	17,841,188	1,861,206	5,553,176	4,510,267	1,042,909

(注) その他有価証券で時価のあるものについて、当事業年度において218,872千円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損にあたって、当事業年度末における時価の下落率が取得原価の50%以上の場合は、著しい下落かつ回復する見込みがないと判断して、減損処理を行っております。また、時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満の場合は、時価の推移及び発行会社の財政状態等を総合的に勘案して回復可能性を検討し、回復見込みがないと判断されたものについては、減損処理を行っておりません。

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
売却額(千円)	3,892,206	190,340
売却益の合計額(千円)	2,241,103	2,157
売却損の合計額(千円)	21,921	2,298

## 3. 時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	737,012	737,012
小計	737,012	737,012
その他有価証券		
非上場株式	1,314,612	1,172,137
外貨建資産担保債券	2,504,860	2,098,103
MMF・中期国債ファンド	18,235,925	28,233,112
小計	22,055,397	31,503,352
合計	22,792,409	32,240,364

## 4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

前事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
(1)債券				
社債	150,000	-	-	-
その他	13,569,000	-	-	-
(2)その他				
証券投資信託 の受益証券	1,023,578	434,463	1,611,490	86,955
合計	14,742,578	434,463	1,611,490	86,955

当事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超（千円）
その他				
証券投資信託の 受益証券	-	376,553	1,729,191	-
合計	-	376,553	1,729,191	-

(デリバティブ取引関係)

## 1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

<p>(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、当社が保有する外貨建資産担保債券に係る為替変動リスクを軽減するために利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 為替予約取引については将来の為替変動リスクの軽減を目的としているため、対象資産である外貨建資産担保債券の保有残高の範囲内で行うこととしており、投機目的ではありません。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係るリスクとして、為替相場の変動による市場リスクを有しております。また、信用度の高い国内大手証券会社を取引先としており、取引先の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 為替予約取引開始にあたっては、事前に取締役会等の会議体にて承認を得ることとしております。 なお、事後体制としまして、財務部長は毎月、為替予約取引の内容を含んだ財務報告を執行役員会議で行っております。また、財務部内にて取引の状況について適切に把握、管理しております。</p>	<p>(1) 取引の内容及び利用目的 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制 同左</p>
--	---

## 2. 取引の時価等に関する事項

### 通貨関連

区分	種類	前事業年度 (平成20年3月31日現在)				当事業年度 (平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等 のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	16,334,748	-	1,150,268	1,150,268	410,852	-	1,622	1,622

(注) 時価の算定方法は、各通貨のキャッシュ・フローを計算し、現在価値に割り引き邦貨換算した額となっております。

### (退職給付関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。		1. 採用している退職給付制度の概要 同左	
2. 退職給付債務に関する事項		2. 退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	988,898千円	退職給付債務	1,150,011千円
退職給付引当金	988,898千円	退職給付引当金	1,150,011千円

<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">152,041千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">157,375</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">309,416</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は106,630千円であります。</p>	勤務費用	152,041千円	その他	157,375	<hr/>		退職給付費用	309,416	<p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">168,703千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">141,642</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">310,345</td> </tr> </table> <p>なお、「その他」のうち確定拠出年金への掛金支払額は118,690千円であります。</p>	勤務費用	168,703千円	その他	141,642	<hr/>		退職給付費用	310,345
勤務費用	152,041千円																
その他	157,375																
<hr/>																	
退職給付費用	309,416																
勤務費用	168,703千円																
その他	141,642																
<hr/>																	
退職給付費用	310,345																

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																																																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">887,301</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">454,496</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">402,382</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">332,390</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">275,900</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">214,784</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">168,660</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">118,268</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">18,823</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">18,208</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td style="text-align: right;">16,153</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産</td> <td style="text-align: right;">10,048</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">23,392</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,266,871</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,947,529</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,319,341</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,562</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,675</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,520,333</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失	887,301	貸倒引当金	454,496	退職給付引当金	402,382	未払事業税	332,390	株式譲渡損繰延	287,965	その他有価証券評価差額金	275,900	投資有価証券評価損	214,784	賞与引当金	168,660	出資金評価損	118,268	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	18,823	未払社会保険料	18,208	前受収益	16,153	一括償却資産	10,048	その他	23,392	<hr/>		繰延税金資産小計	3,266,871	評価性引当額	1,947,529	<hr/>		繰延税金資産合計	1,319,341	繰延税金負債		株式譲渡益繰延	2,837,113	その他	2,562	<hr/>		繰延税金負債合計	2,839,675	<hr/>		繰延税金負債の純額	1,520,333	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">886,012</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">708,034</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">467,939</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">424,359</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">303,843</td> </tr> <tr> <td>株式譲渡損繰延</td> <td style="text-align: right;">287,965</td> </tr> <tr> <td>出資金評価損</td> <td style="text-align: right;">126,163</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">108,049</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">90,738</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">38,093</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">25,439</td> </tr> <tr> <td>未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">11,283</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">31,981</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,509,905</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2,210,636</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">1,299,269</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式譲渡益繰延</td> <td style="text-align: right;">2,837,113</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,156</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">2,839,269</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><hr/></td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">1,540,000</td> </tr> </table>	繰延税金資産	千円	減損損失	886,012	貸倒引当金	708,034	退職給付引当金	467,939	その他有価証券評価差額金	424,359	投資有価証券評価損	303,843	株式譲渡損繰延	287,965	出資金評価損	126,163	未払事業税	108,049	賞与引当金	90,738	器具備品	38,093	役員退職慰労引当金	25,439	未払社会保険料	11,283	その他	31,981	<hr/>		繰延税金資産小計	3,509,905	評価性引当額	2,210,636	<hr/>		繰延税金資産合計	1,299,269	繰延税金負債		株式譲渡益繰延	2,837,113	その他	2,156	<hr/>		繰延税金負債合計	2,839,269	<hr/>		繰延税金負債の純額	1,540,000
繰延税金資産	千円																																																																																																												
減損損失	887,301																																																																																																												
貸倒引当金	454,496																																																																																																												
退職給付引当金	402,382																																																																																																												
未払事業税	332,390																																																																																																												
株式譲渡損繰延	287,965																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	275,900																																																																																																												
投資有価証券評価損	214,784																																																																																																												
賞与引当金	168,660																																																																																																												
出資金評価損	118,268																																																																																																												
器具備品	38,093																																																																																																												
役員退職慰労引当金	18,823																																																																																																												
未払社会保険料	18,208																																																																																																												
前受収益	16,153																																																																																																												
一括償却資産	10,048																																																																																																												
その他	23,392																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,266,871																																																																																																												
評価性引当額	1,947,529																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産合計	1,319,341																																																																																																												
繰延税金負債																																																																																																													
株式譲渡益繰延	2,837,113																																																																																																												
その他	2,562																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債合計	2,839,675																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債の純額	1,520,333																																																																																																												
繰延税金資産	千円																																																																																																												
減損損失	886,012																																																																																																												
貸倒引当金	708,034																																																																																																												
退職給付引当金	467,939																																																																																																												
その他有価証券評価差額金	424,359																																																																																																												
投資有価証券評価損	303,843																																																																																																												
株式譲渡損繰延	287,965																																																																																																												
出資金評価損	126,163																																																																																																												
未払事業税	108,049																																																																																																												
賞与引当金	90,738																																																																																																												
器具備品	38,093																																																																																																												
役員退職慰労引当金	25,439																																																																																																												
未払社会保険料	11,283																																																																																																												
その他	31,981																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産小計	3,509,905																																																																																																												
評価性引当額	2,210,636																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金資産合計	1,299,269																																																																																																												
繰延税金負債																																																																																																													
株式譲渡益繰延	2,837,113																																																																																																												
その他	2,156																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債合計	2,839,269																																																																																																												
<hr/>																																																																																																													
繰延税金負債の純額	1,540,000																																																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.20</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.52</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.02</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.45</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.52	住民税均等割	0.02	評価性引当額	2.45	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.35</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.13</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.03</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">2.32</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13	住民税均等割	0.03	評価性引当額	2.32																																																																																								
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.52																																																																																																												
住民税均等割	0.02																																																																																																												
評価性引当額	2.45																																																																																																												
法定実効税率 (調整)	40.69%																																																																																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35																																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.13																																																																																																												
住民税均等割	0.03																																																																																																												
評価性引当額	2.32																																																																																																												

その他	0.29	その他	0.74
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.55	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.52

## ( 関連当事者情報 )

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	178,324	持ち株会社	100.0	役員2人	経営管理	有価証券の売却 売却代金 売却益	3,153,487 2,067,950	- -	- -

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

有価証券の売却価格は、修正簿価純資産方式により決定しており、支払条件は現金一括払いであります。

## 2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	31,893,085	未払手数料	3,927,855
親会社の 子会社	大和証券エスエムピーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	1,197,059	未払手数料	82,472
								為替予約	25,434,342	-	-
親会社の 子会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	なし	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,074,141	その他未払金	321,615

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。
- (3) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

## ( 追加情報 )

当事業年度より、平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

### (ア) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	100.0	経営管理	債務保証	711,260	-	-

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

### (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,915,828	未払手数料	2,154,948
同一の親会社をもつ会社	大和証券エスエムピーシー(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	980,553	未払手数料	58,506
							為替予約	17,314,889	-	-
同一の親会社をもつ会社	株大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	544,950	その他未払金	197,190

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) 為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(4) 株大和総研との取引金額には、株大和総研ホールディングス(旧・株大和総研)分社化前の取引金額が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 15,773.01円 1株当たり当期純利益 4,088.65円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	1株当たり純資産額 14,907.00円 1株当たり当期純利益 2,496.95円 同左

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	10,665,351	6,513,363
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

##### a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成21年4月2日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 株主名簿管理人の廃止

##### b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名称 住友信託銀行株式会社

資本金の額 287,537百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

### 3 【資本関係】

該当ありません。

#### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成21年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3 【その他】

## (1) 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

委託会社の名称、所在地を記載することがあります。

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

## (2) 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

委託会社の情報提供窓口

お電話によるお問合わせ先

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00、半休日は9:00～12:00）

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

有価証券届出書第三部の内容を記載した「投資信託説明書（請求目論見書）」は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることもできる旨。

## (3) 目論見書の冒頭に、有価証券届出書の第一部および第二部の内容を要約または図表化したものならびに計算例を、「目論見書の概要」等として記載することがあります。

## (4) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。

## (5) 前(3)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語のご説明」等のタイトルで用語集を掲載することがあります。

## (6) 前(3)の「目論見書の概要」の項に、当ファンドの基準価額、純資産総額等の推移をグラフで表示する場合があります。

## (7) 当ファンドの投資信託約款の内容を記載した書面を、目論見書と合冊で投資家に交付する場合があります。

## (8) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」

「投資信託説明書（交付目論見書）」

「投資信託説明書（請求目論見書）」

## 独立監査人の監査報告書

平成21年10月2日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ技術立国ファンドの平成21年2月17日から平成21年8月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ技術立国ファンドの平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 堀内 巧 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 小澤 陽 一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年4月3日

大和証券投資信託委託株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	山元 太志 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ技術立国ファンドの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ技術立国ファンドの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成20年6月20日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社  
員&nbsp;公認会計士 堀内 巧 印  
業務執行社員

指定社  
員&nbsp;公認会計士 小澤 陽一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。